

2020年4月

事業主各位

東京不動産業健康保険組合

### マイナンバーと本人確認の徹底について（お願い）

平素は、当健康保険組合の事業運営にご協力をいただき有難うございます。

さて、平成29年1月より従業員等のマイナンバーをお届けいただいておりますが、令和3年3月からは、医療機関・薬局での受診時に「健康保険被保険者証」または「マイナンバーカード」を使用した被保険者資格の確認（オンラインによる資格確認）が始まります。

つきましては、誤ったマイナンバーで届出されますと別人のマイナンバーに資格情報が紐付いてしまうこととなりますので、資格取得届等を届出する際は、ご本人のマイナンバーであることを今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

また、紛失等でマイナンバーが変更された方につきましても、必ず「個人番号届書」に理由を明記してお届出いただきますよう重ねてお願いいたします。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナンバーカードと健康保険証の被保険者番号との紐付け（市区町村での初回登録）が必要となります。
- 事業主は、番号法により「個人番号関係事務実施者」と規定されており、従業員等のマイナンバーについて、本人確認を実施したうえで、資格取得届等に記載して行政機関等（健康保険組合を含む）に提出することとされています。
- 万一、従業員から提出されたマイナンバーを誤ってお届けし、その結果別人の情報が表示された場合には、法的責任が生じる可能性もありますので、十分ご留意いただきますようお願いいたします。